

笠間の未来を拓くため、

石松としおの奮闘はまだまだ続きます

今期４年間は多くのみなさまのお力添えのおかげで、今までにない成果を上げることができました。応援くださったみなさまには、心から感謝申し上げます。

議会では「議会基本条例」の制定までには至りませんでしたが、「一問一答式」や「インターネット中継」の導入などを実現することができました。また財政改革や公共施設管理、情報化政策についてもとことん質問し、正確な資産や財務状況が把握できる「財務諸表」や「台帳」の整備、税金のムダ遣いの解消にもつなげることができました。

総務大臣や岩手県知事を歴任された増田寛也氏による「消滅自治体リスト」や「人口減少問題のレポート」により、『[地方の消滅](http://www.amazon.co.jp/dp/4121022823?ie=UTF8&tag=jbpress.ismedia-22)』が大きな話題になりました。それを受けて国は、地方創生担当大臣をつくったり、地方活性化や人口減少対策に４兆円充てたりするなど、「地方の立て直しを進める」と言っています。しかし１千兆円を超える国の借金財政を考えると、その政策がいつまで続くのかわかりません。

これからは、北海道から沖縄までどの県もどの市町村も同じように発展させる政治ではなく、各自治体がもっと主体性を発揮できる政治が求められています。行政がなんでもかんでも決めて与える「施しの政治」から一日も早く脱却し、「市民が主役の政治」へ変えていかなければならないということです。

笠間市でもそうした「地域主権の時代」に対応するために、「行政のレベルアップ」や「市民との協働のまちづくり」に力が入れられてきました。当然市議会もレベルアップしていかなければなりません。理想を主張するだけ、陳情や要望を羅列するだけではなく、真摯に執行部と政策論争ができる議会が求められています。

私は、これからも〝とことん発言〟で議会の活性化に努めてまいります。〝てってい追及〟で「５つのまちづくり」の実現に向け精いっぱい奮闘してまいります。

この４年間で実現した施策について、どのように議会で取り上げてきたのかまとめました。ご一読いただき、なお一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。また、一人でも多くの方に「足跡Vol.4」を広げていただければ幸いです。

２０１４年１０月

笠間市議会議員　　石松　としお

目次

[財政と公共施設管理にこだわり、改革を実現！ - 4 -](#_Toc399997553)

[ＩＴ施策のムダ遣いをなくす「第二次情報化計画」を実現！ - 11 -](#_Toc399997554)

[福島第一原発事故の放射能被害から市民を守るために努力 - 15 -](#_Toc399997555)

[高齢者の暮らしを守るためにも頑張りました - 20 -](#_Toc399997556)

[市民のニーズにあった新市立病院の建設 - 24 -](#_Toc399997557)

[質問から「アレルギー対応マニアル」の作成へ - 27 -](#_Toc399997558)

[石松としお４年間の成績表 - 30 -](#_Toc399997559)

# 財政と公共施設管理にこだわり、改革を実現！

## ２０１０年９月定例会　ニュースレター№４３

### 無計画な公共建物の管理体制を改めさせる

笠間市が管理する公共の建物は９２施設あります。そのうち市の総合計画期間中（平成２８年度まで）に築後３０年を経過する施設は、市民体育館など６０施設に上ります。マンションなどは「修繕積立金」を管理組合で積み立てて、３０年目くらいに大規模改修を行いますが、笠間市の公共建物は、一部の学校施設を除いて大規模改修をしていません。これでは建物の寿命も短くなるし、適切な修繕をしなければ、無用な維持管理費がかかってしまいます。６０施設のうち今後大規模改修が必要な施設について聞いてみると、なんと３２施設もあることが明らかになりました。さらに「それらの大規模改修にどれくらいの費用がかかるのか、その財源はどうするのか」という質問には、「現時点では施設ごとにその都度必要に応じた修繕で対応してきたので、『修繕計画』もなく試算はしていない」ということでした。管理体制も「各担当部署による目視とか定期点検等の報告によって、施設の機能に支障が生じる恐れがあると判明した時点で随時修繕を行ってきた」という状況で、各部署の担当者任せの上に、統一した管理マニュアルもありません。あまりの計画性のなさに驚きました。

そこで、①「ライフサイクルコスト」の考え方、②施設ごとの「中・長期的な修繕計画」の策定、③市の公共建物を一元管理できる体制の整備―の必要性を質したところ、総務部長から「今後いつどの程度維持管理費用を要するかを試算することにより、中・長期的な修繕計画が検討でき、計画的な予算執行を図ることが期待できるので、ライフサイクルコストの試算は極めて重要である。新築にあたってはライフサイクルコストを十分勘案し、既存施設のライフサイクルコストを試算できる体制づくりと、施設の管理体制の一元化を図れるように取り組んでいきたい」と明快に答弁されました。

**ライフサイクルコストとは**、建物に直接かかる建設費や修繕費の他に、運営管理費・保全費・水光熱費等の費用がその公共施設が出来てから、老朽化し廃棄されるまでの６０年間にかかります。その建物の生涯にかかる費用計算をトータルで把握し、建設計画から維持管理、将来におけるリフレッシュ工事計画を財政的観点から捉えようとする考え方です。平成７年に東京都目黒区が全国でいち早くライフサイクルコストの視点から公共施設の総合的な維持管理計画と利用計画、財政計画を統合した政策を実施しました。全国ではライフサイクルコスト研究を進める自治体が徐々に増えています。

## ２０１１年９月定例会　№４６

### 「笠間市の資産や負債、将来負担」がわかる財政情報の公開を！

これまで地方自治体の会計は、単年度の収入と支出を現金の動きとして把握する現金主義の単式簿記による予算と決算の手続きをとってきました。しかし「単式簿記・現金主義会計」は、財務会計として不備なため、企業会計では使われていません。

例えば、「市がどのくらいの資産をもっているのか」「施設のコストがどれだけかかっているのか」「将来負担すべき負債がどのくらいあるのか」ということが、「単式簿記・現金主義会計」では明らかにできないからです。このまま「単式簿記・現金主義会計」に頼っていると、施設を建て替えたり、退職による退職金が発生したりするたびに、その年度の税金収入が足りなければ借金して賄うという“行き当たりばったり”の財政運営になってしまいます。そうした欠点を無くすために、地方自治体に「複式簿記・発生主義会計」を導入して、地方財政の「見える化」を進めていこうというのが「新地方公会計制度」です。

「新地方公会計制度」に基づく財務書類作成方法として、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の２種類が総務省から提示されました。「基準モデル」とは民間企業並みの棚卸を行う方法で、それに対し「総務省方式改訂モデル」は従来の決算書類から便宜的に財務諸表を作成する方法で、「基準モデル」に比べ事務量が少なくてすみます。法的拘束力がないのでどちらを選択するかは自治体の主体性に任されていますが、笠間市では「財務書類の作成に取り組みやすい」「現時点で多くの団体で採用されているため団体間の比較が行われやすい」という理由から、「総務省方式改訂モデル」を採用しています。

ところが「総務省方式改訂モデル」では「単式簿記・現金主義会計」を決算後に読み替える方式なので、今までの欠点を十分に克服することができません。そのため全国では「基準モデル」を採用する自治体が年々増えています。そこで「笠間市でも『基準モデル』を採用するよう」求めましたが、「『総務省方式改訂モデル』を採用している理由は、取り組みやすかったという部分と、県内の約８割の自治体が同じ方式で行っているからである。最初の段階から複式簿記的な仕分けをしていくにはシステムの大幅変更等も必要となる。今のやり方もまだ２カ年の決算について行ってきた段階なので、いきなり『基準モデル』に移行するには些か無理がある」（総務部長）という答弁しか返ってきませんでした。

財務書類の分析結果についてとくに類似団体との比較について質問すると、「現行制度による財務書類の作成が平成２０年度からで２年間のみのデータしかない。また団体によって財務書類の作成・公表する上での方式や時期などにばらつきがあるため、団体間の比較は進んでいない」ということでした。結局「『総務省方式改訂モデル』の方が多くの団体で採用されているため、団体間の比較が行われやすい」というのはウソで、わずらわしい方式ではなく事務量の少ない楽な方式を選んだとしか思えません。

県内の「自治体２０１０年情報公開度ランキング」で、笠間市は、①取手市②つくばみらい市③龍ヶ崎市・牛久市に次いで４位にランクされました。大変名誉なことですが、情報の公開度の前に整備度がどうなのかが問われます。笠間市の資産がどれだけあり、施設の維持にどれだけかかり、将来負担すべき負債がどれくらいあるのかを市民に明らかにせずして、市民とともに市の将来を考えていくことはできません。「市民との協働のまちづくり」を進めるためには、正確な財政情報を市民に公開することが市の責任です。県内でも守谷市や神栖市で、すでに「基準モデル」を採用しています。笠間市でも不可能ではないはずです。

### 笠間市は今後どうやって公共施設を維持・更新していくの？

笠間市には、生活インフラ・国土保全分野で約８８０億円、教育分野で約２３６億円など、総額で約１，６０７億円の公共資産があります。多くの資産を保有しているということは、保有施設の維持・更新にも多くの費用がかかるということです。市の保有施設に関わる維持・補修・更新費用は、将来返済すべき負債と同様に、中・長期的に費用がいつ、どれくらい必要か把握しておかなければなりません。

そこで市の保有資産について、今後現在規模での維持・更新できるのかどうか、またそのための資金についてどのように考えているのか質問したところ、「これらの資産は長い年月を経てストックされてきたもので、今後人口減少とりわけ勤労世帯人口が減少していくなかで、従来のような税をはじめとする財源の確保が非常に困難となってくるなかにあって、これらの資産を継続あるいは更新することは極めて難しい。そこで資産の長寿命化を図っていくことが重要となる。施設等については老朽化も進んでいるので、更新費用に加え毎年の維持管理費用も考慮した上で、施設の在り方についても検討していきたい」「資産の更新を目的とした基金は『新庁舎建設基金』『義務教育施設整備基金』があるが、資産の更新には『国や県の補助金を積極的に活用』した上で、その不足分に対応できるよう現時点では『財政調整基金を積み増しする』ことで備えている。今後は『長寿命化計画』に合わせた資金計画も検討し、市民の需要に応えるためのインフラ再生、設備更新基金の様な特定目的基金の設置も含めて検討していきたい」ということでした。

長寿命化については、橋梁や下水道、公営住宅等の計画策定は進んでいるようですが、庁舎や公民館などの公共建物に関してはほとんど進んでいません。その原因は、固定資産台帳の作成作業が全く進んでいないことにあります。それらを進めるために、昨年の９月議会で「公共建物に関する中・長期的な修繕計画の必要性」を指摘し、公共建物の「ライフサイクルコストを試算できる体制づくり」「管理体制の一元化」を求めたのですが、まったくやられていなかったということです。

その状況については総務部長も認め、「現在組織のスリム化を推進しているので、新たな管理部門を設けるという方法ではなく、各所管課で施設の管理にあたっている職員等を集約してワーキンググループを組織して、長寿命化を含めた施設の効率的で最適な管理方法を検討していきたい。とりわけこのなかでも専門スタッフが必要なので、現在の専門職１名に加えさらにもう１名１級建築士を採用するという方向で募集をかけている。そうした職員の能力を結集してぜひ進めていきたい」と答弁されました。

また、「資産の長寿命化と施設の在り方の検討にあたっては、ファシリティマネージメントが必要である」ことを指摘したところ、総務部長から「ファシリティマネージメントの理念の下に施設の管理を行うべきであって、そのなかから長寿命化計画もでてくるという指摘をいただいたが、この辺については、現在までそれぞれの資産の所管部署が一元化されていなかった弊害でもあるのかなと感じている。極力ファシリティマネージメントの理念の下に資産管理にあたっていきたい」という答弁がありました。

**ライフサイクルコストとは、**建物に直接かかる建設費や修繕費の他に、運営管理費・保全費・水光熱費等の費用が、その公共施設ができてから老朽化し廃棄されるまでの60年間にかかる。その建物の生涯にかかる費用計算をトータルで把握し、建設計画から維持管理、将来におけるリフレッシュ工事計画を財政的観点から捉えようとする考え方のこと。

**ファシリティとは**、施設のことを意味し、**ファシリティマネージメントとは**、アメリカで生まれた新しい経営管理方式のこと。その定義は「企業・団体が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画・管理・活用する経営活動」とされている。日本でも民間企業の施設管理から普及し、昭和６２年に『日本ファシリティマネージメント協会』が設立された。近年、自治体にも普及し、東京都や青森県、杉並区、浜松市、武蔵野市、佐倉市などファシリティマネージメントに精力的に取り組む、あるいは着手しようとする自治体が年々増えている。

## ２０１２年1月　ニュースレター№４７

前号の「市の財政問題に関する一般質問」の記事が、「難しくてよく分からない」と不評でした。分かりやすく説明できない力量不足を率直に反省し、お詫び申し上げます。もう一つの質問「ファシリティマネージメント」は、「笠間市総合計画後期基本計画」案に財政運営の新規事業として「保有資産の有効活用及び適正管理」という形で取り入れられることになりました。

## ２０１２年３月定例会　ニュースレター№４８

### 笠間市財政には「今を量り、先を制す」の観点が必要

一般会計の新年度予算収入は、約２７５億円です。そのうち２６．７％が国からもらう「地方交付税交付金」と普通交付税の代替措置である「臨時財政対策債」となっています。金額にすると約７３億円になります。そのうちの約１６億円が、平成２８年度に９割、２９年度に７割、さらに５割→３割→１割と減らされ、最終的に３３年度以降は０となってしまいます。これが「合併１０年後に、５年間の暫定期間を経て、合併算定替えから一本算定になる」と言われている中身です。

平成２２年度決算は８億５千万円の黒字、２３年度の見込みも８億４千万円の黒字、ところが２４年度から１億円の赤字、２５年度は８億９千万円の赤字、２６年度は７億６千万円の赤字という見通しが立てられています。笠間の財政は「入るを量り、出るを制す」ということはできていますが、先を見通した「今を量り、先を制す」という財政にはなっていないということです。そこで、一本算定になる３３年度以降を見通した「財政計画」作成の必要性を質したところ、「中・長期的な財政計画は必要であり、今後積極的に作成を進めていかなければならない」（総務部長）と認識が一致しました。

また「合併特例債」は、返済のことを考えて発行額可能額３２２億円のうち１３０億円の発行に留め、道路整備や学校の耐震化、基金の積み立て等にしか使っていません。しかし、「合併特例債」の事業への充当率は９５％で、国が補償してくれるのは元利償還の７０％ですから、実際は４０億円以上が市の持ち出しになってしまいます。加えて「国は元利償還の７０％を地方交付税で補償する」と言っていますが、その算出基準となる「基準財政需要額」のなかで、他の項目が削減されてしまったら実質的には７０％補償にはなりません。特例債で積み立てた１７億円の「まちづくり振興基金」をそういう予定外の事態への対応に活用することも考えられているようです。

## ２０１２年１０月　ニュースレター№５０

昨年9月議会で「笠間市の公会計も、従来の決算書類から便宜的に財務諸表を作成し、事務量が少なくて済む『総務省方式改訂モデル』ではなく、民間企業並みの資産棚卸を行う『基準モデル』に移行すべきではないか」と提起した際には、「いきなり変更するのは些か無理」（総務部長）という答弁でしたが、『基準モデル』へ移行するための「公会計基準モデル導入支援業務委託料約５９８万円」の補正予算が組まれました。来年の１２月頃には「基準モデル」による財務書類が議会に公表される予定です。

## ２０１２年１２月定例会　ニュースレター№５１

### 友部駅と岩間駅前に「コミニティセンター」が？

コミニティセンター整備については、「１月までに規模や機能について庁内で議論し、整備の方向を決定する。平成２５年度に設計書を策定、その策定にあたって２５年度上半期に友部地区及び岩間地区のコミニティセンターを利用する市民（区長会・市民活動団体・ＮＰＯ団体等）の意見を聞く場を設け、設計にその意見を反映していきたい。財源は国の社会資本整備総合交付金事業を活用していく。平成２６年度採択に向けて準備を進める」という日程で進められます。

そこで「公民館や学校、福祉会館など公共施設全体の在り方について検討しなければ、コミニティセンターの内容や場所を決めることはできないのではないか。その為に『公共施設白書』を作って市民の理解を得る努力が必要。併せて既存の施設を目的別施設から複合施設へ用途替えすることも考える必要がある。笠間及び友部公民館を複合化することも視野に入れ、社会教育施設の管理・整備に関する権限を市長に移譲する考えはないか」質しました。

しかし「現在市有施設の有効活用・費用の縮減を目的とした『アセットマネジメント基本計画』『施設改修計画』の策定及び実施を予定しており、『公共施設白書』の作成は予定していない」「『笠間地区にある１２の地区公民館に対して運営上の指摘事項はないが、友部・岩間地区には中学校単位で地区公民館の設置が望まれ、また県内各市で実施している地域づくりのための拠点としてのコミニティセンターの設置が望まれる』という公民館運営審議会の答申を尊重し、現在笠間地区の地区公民館については当面現状のままとし、友部・岩間地区について特に利用頻度が高い友部公民館の現状から、地区公民館よりも市民活動の拠点としてのコミニティセンターが望ましく、当面社会教育法に基づいた公民館は存続し、施設の複合化は考えない」という答弁でした。

後に開かれた全協のなかで「笠間市駅周辺整備事業活性化プラン」が示され、友部駅前と岩間駅前にコミニティセンターが配置される計画になっていました。「コンパクトシティーへの転換やファシリティマネージメントを導入した行政運営を行うことにより、資産の効果的かつ効率的な運用により、地域の活性化が求められている」「今後策定を予定している個別整備計画を踏まえ整備する」などと書かれていますが、全体的な公共施設の在り方を検討せずしてコミニティセンターの場所や内容を決めることでいいのでしょうか。今後市民との合意形成をどのように図っていくのか注視していかなければなりません。

**アセットマネジメント**…施設や建物の状態を適切に把握し、将来の健全度を予測して必要な補修・補強などをする最適な時期を判定して、維持管理コストが最小となるようにすること。**ファシリティマネジメント**…建物や施設（ファシリティ）を市民共有の財産として、また貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組み（マネジメント）のこと。**コンパクトシティー**…都市の中心部に住宅や商店、学校、病院などの施設を集中させ市街地をコンパクトな機能に収めた都市形態。

## ２０１４年６月定例会　ニュースレター№５７

### 「基準モデル」の採用で笠間市の資産の現状が明らかに

１年間の収入と支出で現金の動きを把握する財政制度では、自治体の総合的な財務状況が把握しづらく、住民にとっても分かりにくいということから、自治体の公会計制度の改革が進められています。総務省は地方自治体に対して、企業会計手法を全面的に採用した「基準モデル」と、既存の決算統計情報が活用可能な「総務省方式改訂モデル」の２種類の会計制度を提案しました。各自治体はどちらかを選んで、一般会計だけでなく、特別会計や企業会計全ての会計を連結して、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書―「財務４表」を整備しなければならなくなりました。

笠間市は「総務省方式改訂モデル」を採用していましたが、一昨年の９月議会で「総務省方式改訂モデル」では資産の減価償却費が明らかにならず、正確な笠間市の財政状況が把握できないので、固定資産台帳に基づく「基準モデル」を採用するよう求めましたが、「基準モデル」を採用するという答弁はもらえませんでした。その後固定資産台帳の作成に向けた取り組みが精力的に進められ、今般笠間市の全ての資産について統一的な考えに基づいた固定資産台帳が整備され、「基準モデル」による「財務４表」が整備されました。茨城県内で「基準モデル」を採用しているのは、笠間市の他に土浦・龍ヶ崎・牛久・守谷・神栖・つくばみらい・小美玉の７市です。

「基準モデル」で作成された笠間市の平成２４年度決算「財務４表」をみると、資産額が「総務省方式改訂モデル」で算出した額よりも１８２億円も少なかったことに驚かされます。また県内の「基準モデル」を採用している他の市に比べて、「借金は多いけれど、返済能力は十分にある」「将来世代の負担が低い」「社会保障関係の支出が多く受益者負担が若干低い」「資産の更新時期が遅い」等々、これまで分からなかった財政現状が明らかになっています。「基準モデル」を採用するにあたっては、すべての資産の棚卸しが必要ですから、作業がとても大変だったと思います。関係職員のご努力に敬意を表します。また、「基準モデル」の採用によって何が変わり、何が分かったのか、ホームページや広報などを通して市民に分かりやすく説明するよう執行部に求めています。

「基準モデル」の採用によって、正確な資産管理台帳ができた訳ですから、どうやってその資産を管理していくのかがこれからの課題となります。とりわけ建物資産（５２２棟・１９４億円）をどのように管理していくのか、ライフサイクルコスト計算の導入と公共施設の保全計画策定の必要性について質問しました。ライフサイクルコスト計算については、「新しい建物を建てる場合に、一定規模以上の建物については必要だと思う」という認識が総務部長から示され、「１０年以上の中・長期的な視点で修繕等の維持管理、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施して、財政負担の軽減、平準化を図るため『公共施設等総合管理計画』を策定する」という答弁がありました。

## ２０１６年１０月　ニュースレター№５８

### 一般質問で取り上げた施策が前進しました

公共施設管理に関する施策として、「公共施設等総合管理計画策定業務」の予算が計上されました。さらに市立病院設計業務委託内容に「概算ライフサイクルコストの検討」という項目が入りました。

# C:\Users\Toshio\Desktop\201401301204-1.jpgＩＴ施策のムダ遣いをなくす「第二次情報化計画」を実現！

## ２０１２年６月定例会　ニュースレター№４９

### 税金のムダ遣いにならない「第二次笠間市情報化基本計画」の策定を

今年は「笠間市情報化基本計画」（平成２０年３月策定）の最終年です。そこで今回の一般質問では、笠間市の情報化政策について取り上げました。「り災証明を再発行してもらうために支所に行ったら１週間かかると言われ、本庁なら即発行できるから急ぐならそちらへと言われた。こんな役に立たない支所ならいらない」と話してくださった方がいます。それを聞いて私は「市民実感度指標で電子サービスを利用しやすいと答えた人が３１．８５％しかいなかった」ということが頭に浮かび、支所の存続よりも市は情報化事業に莫大なお金をかけているのにどうしてこんなことになるのか疑問に思いました。

実は３年前の６月議会でもＩＴ政策について取り上げ「個々の業務を電算化するだけでなく、ＥＡ（業務全体を最適化すること）も一緒に考えていかないと、ムダが生じ効率化につながらない」ということを指摘しています。まさにそれができていなかったということです。改めてＥＡの必要性と「次期情報化基本計画」にそのことを盛り込むことを求め、「新しい計画を策定するにあたっては行政経営という視点での業務全般の事務改善いわゆる最適化を盛り込んでいきたい」（市長公室長）という答弁を得ました。

市役所には行政サービスのための「基幹系システム」（税金や住民基本台帳、保険、福祉関連）と職員向けの「情報系システム」がありますが、「基幹系システム」の発注先が１社独占状態になっており競争原理が働いていません。管理運営費を見ると「情報系システム」が２千２００万円、「基幹系システム」は６３業務もあって１億５千万円ですから、このままでは経費削減どころか運営コスト増につながりかねません。このことを指摘すると「各業務の連携と独自仕様のため分割発注ができない」（市長公室長）というわけです。しかし「オープンソース化」して「インターフェイスを開示」すれば分割発注することは可能です。私たちが家を建てた時は必ず設計図をもらいます。数年後に電気の配線や下水の配管などを直す際、家を建てた業者だけでなく地元の業者やより値段の安い業者に発注しても、その設計図があれば工事をしてもらうことができます。つまり「基幹系システム」の設計図が１社に握られていて、他の業者が入れない状態になっているということなのです。

「現在茨城クラウド推進事業に参加しており、そのなかで茨城県標準仕様書の策定に取り組んでいる。それができればオープンな調達ができ競争原理が働くと思う。また『共同アウトソーシング』による経費削減もめざしていきたい」（市長公室長）と答弁されましたが、例えば電気製品を自分で買う場合は、値段や機能などいろいろ調査して、より安くていいものを買う努力をします。ところが市はそれを自分でやらずに他人（茨城クラウド推推進事業）任せにすると言っているようなものです。また「共同アウトソーシング」も曲者（クセモノ）で、本来アウトソーシングとは自分もよくわかっていて外部（民間など）に仕事を任せて効率化をはかるというものですが、職員がよくわかっていないまま仕事やシステムだけがアウトソーシングされてしまうと、業者の言いなりになってしまいます。現在も県内の多くの市町村が笠間市と同じ業者に「基幹系システム」を発注しており、すでに「共同アウトソーシング」状態になっています。市のＩＴ技術向上を図らないまま「共同アウトソーシング」することには問題を感じざるを得ません。またアウトソーシングされてしまうと我々議員の目も届きにくくなってしまいます。

「市民の情報リテラシー（活用能力）向上」についても質問しました。現在行われているパソコン教室の内容がエクセルやワード、画像ソフトの使い方が中心になっていますが、「情報基盤整備事業によって市のほぼ全域で光ファイバー網が利用できるになった今、市民に求められるのはパソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って、どう市のＩＴ情報を活用できるようになるかではないか」と指摘し、公民館でのインターネット接続環境の整備やパソコン講座の内容充実を求めました。さらに「公共事業」という側面から、大手ベンダー（メーカーや代理店）ばかりでなく地元の企業育成や地元雇用創出の観点を「次期基本計画」に盛り込むことも併せて求めました。いずれにしても「次期基本計画」案については、近日中に庁内ワーキンググループが立ち上げられそこでの検討の後、議会への報告とパブリックコメントが行われることになっています。税金のムダ遣いにならないようしっかりと中身を検証していかねばなりません。

## ２０１３年６月定例会　ニュースレター№５３

### 恵まれたＩＴ環境をもっと活かした情報化政策の充実を

### 「第二の公共事業」（ムダ遣い）と言われないように

情報化政策に関しての質問は、今回で３回目です。「笠間市情報化基本計画」の最終年となる昨年の６月議会では、①情報化政策は、単なる業務の電算化ではなく業務全体の適正化と一体で進める必要がある、②デジタルデバイド（情報格差）の現状把握と解消及び市民や企業の情報リテラシー（活用能力）の向上が必要、③地元の企業育成、④経費節減－この４つの観点の必要性について質しています。その後庁内のワーキングチームでどのような調査・分析が行われ、次期計画にこれらの観点がどう活かされるのか確認するために、再度一般質問に取り上げました。

「情報化基本計画の達成状況は、情報通信基盤の整備や情報提供の充実等は概ね達成されているが、情報通信基盤を活用したサービスの提供については課題があり、全体として７割程度」と分析され、次期計画には、①行政サービスの利便性向上、②行政運営の効率化、③情報危機管理対策の強化、④情報化整備のための環境整備―の４つの基本目標を掲げるということでした。

基幹系システム（事業費１億１千万円）が、一社による独占状態で価格の競争原理が働いてない状態（ベンダーロックイン）についても指摘していましたが、「本年度の基幹系システムのクライアントパソコンの更新は、ソフトウェアと切り離して入札により調達したい。ソフトウェアについても現行システムは、当市以外の市町村も採用している既製品であるパッケージシステムであるため、同等の機能を有するシステムであれば他社に乗り換えることも可能なので、ベンダーロックインとは考えていない。今後は定期的なスパンで他社のシステムを含めた検討をしていきたい」と改善の方向が見えてきました。

また、業務全体を含めた最適化事業（ＥＡ＝エンタープライズ・アーキテクチャー）については、現在運用している業務システムを点検していく「業務プロセス最適化推進事業」として取り組まれます。「本年度は基幹業務についてワーキングチームを組織し、先進事例の調査研究や意見交換を通じ、業務システムの最適化に取り組んでいきたい」ということですから、ワンストップサービスなど、ＩＴ活用によって住民サービスの向上が実感できる施策の実現が図られそうです。

ただ本年度約４，５００万円もかけて行われるシステムネットワーク最適化診断と基幹系及び情報系システムの機器更新事業には問題を感じます。とりわけ６月に民間業者と委託契約予定の「システムネットワーク最適化診断事業」は、「安定運用とコストの削減を図るために、既存の電算システム及びネットワークの診断を行うもの」と言われましたが、内容を細かく聞くと来年の２月までかけて「情報システム使用ドキュメント・ハードウェア構成・ソフトウェア構成・ネットワーク構成・稼働状況及び利用状況の調査分析」が行われ、「システム診断報告書、システム構成図、更新計画書案、調達仕様書案、セキュリティーポリシー改正案、運用管理計画書案」が成果品として納入されるというものです。業者の言いなりなってしまう危険性を指摘せざるを得ません。もとより素人の私たち議員にチェックは不可能ですが、事業評価方法含めて市民が納得できるような報告を求めていきたいと思います。

## ２０１３年９月定例会　ニュースレター№５４

### これまでの質問・提案が「第二次情報化基本計画」に盛り込まれる

「情報化基本計画」については４回取り上げていますが、その甲斐があって問題提起してきた４つの観点―①情報化政策は、単なる業務の電算化ではなく業務全体の適正化と一体で進める必要がある、②デジタルデバイド（情報格差）の現状把握と解消及び市民や企業の情報リテラシー（活用能力）の向上が必要、③地元の企業育成、④経費節減―と、今回の質問で取り上げた「オープンデータ」について、「第二次情報化基本計画」に盛り込まれました。

「オープンデータ」とは、[官公庁](http://kotobank.jp/word/%E5%AE%98%E5%85%AC%E5%BA%81)などが持ち、限られた[場所](http://kotobank.jp/word/%E5%A0%B4%E6%89%80)で[利用](http://kotobank.jp/word/%E5%88%A9%E7%94%A8)されている[データ](http://kotobank.jp/word/%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF)を、[一般](http://kotobank.jp/word/%E4%B8%80%E8%88%AC)の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータのことを指します。「公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、市民が行政の政策等に関して十分な分析・判断を行うことが可能になり、行政の透明性や信頼性が高まる。また、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働、さらには民間による公共サービスの提供が促進され、創意工夫を生かした多様な公共サービスが提供されるようになる。利用条件、情報を集積したデータカタログの整備、紙媒体やイメージデータの二次利用のための標準化など課題もあるが、オープンデータを推進していきたい」（市長公室長）と、笠間市としても積極的に取り組んでいく姿勢が示されました。

また、笠間市では秘書課と商工観光課でフェイスブック、市立図書館でツイッターが運用されています。「左翼のクソどもからひたすら罵声」という暴言を復興庁職員がツイートするという問題が起こり、総務省では再発防止のため「私的利用する場合の留意点」をまとめましたが、笠間市ではルールを定めないままフェイスブックやツイッターが活用されています。早急なガイドラインの策定を求めたところ、「平成２６年度に情報セキュリティーポリシーの見直しを行い、その後統一したガイドラインを策定していく」（市長公室長）ということでした。

## ２０１４年４月『朝日新聞』の報道より

[笠間市](http://www.asahi.com/topics/word/%E7%AC%A0%E9%96%93%E5%B8%82.html)の笠間消防署に勤務する２０代の男性消防士が１月に[ツイッター](http://www.asahi.com/topics/word/%E3%83%84%E3%82%A4%E3%83%83%E3%82%BF%E3%83%BC.html)で不適切な書き込みをしたとして、市消防長から文書注意処分を受けていたことが、４日市への取材でわかった。

市によると、この消防士は１月４日深夜から翌５日未明にかけて、[笠間市](http://www.asahi.com/topics/word/%E7%AC%A0%E9%96%93%E5%B8%82.html)内で起きた住宅火災の消火活動にあたった。消防署に戻った午前４時４０分ごろ、「明日出初なのに２３時から今まで火災ってマジ勘弁」と携帯電話で[ツイッター](http://www.asahi.com/topics/word/%E3%83%84%E3%82%A4%E3%83%83%E3%82%BF%E3%83%BC.html)に投稿した。５日は早朝から出初め式に参加する予定だったという。その後、書き込みに気づいた人が市に連絡。消防士は１月１４日に書き込みを削除し、被災者に謝罪をしたという。

# C:\Users\Toshio\Desktop\4cfc44a7015.gif福島第一原発事故の放射能被害から市民を守るために努力

## ２０１１年６月定例会　ニュースレター№４５

### 正確な情報と正しい知識に基づいた放射線対策の実行を

なかなか収束の展望が見えない福島第一原発事故を受けて、放射線問題についても多くの質問がされましたが、石松としおはそれらの質問と答弁を通して明らかになった、４つの問題点について指摘しました。

①今回の福島第一原発の事故に当たって、約210キロも離れた葛飾区の浄水場で放射能汚染が発生した。もっと離れた神奈川県でも茶葉が汚染された。原子力安全委員会の防災指針では、ＥＰＺ（エマージェンシー・プランニング・ゾーン）、いわゆる原発事故が起きたときに備えて、自治体などがあらかじめ住民の避難などの対策を決めておく地域のことだが、これは原発から半径８～10キロが基準になっている。この範囲に入れば、国から原子力施設の事故に備えた対策や放射線量を監視するための交付金を受け取ることができる。しかし今般の原発事故を通して、ＥＰＺに入っていない自治体でも、原発事故を想定した防災計画の見直しをするところが出始めている。笠間市もＥＰＺではないが、遠方の原子力施設事故を想定した「原子力災害対策計画編」を「防災計画」に加えることが必要。

②「放射線量を基準値以内だと発表しないのはおかしい」などと執行部を追及する議員もいるが、ベクレルとシーベルトの区別がつかないで質問している。シーベルトも１シーベルトと1マイクロシーベルトでは100万分の１違う。議員ですらこういう現状であり、多くの市民が放射線に対する知識が乏しいなかで、不安に駆られている状況を受け止めて放射線対策を提起すべき。正確な情報をホームページだけではなく、全市民が分かるように公開する必要がある。専門家による講演会や市立病院の医師や放射線技師による広報など、正しい知識を市民が身につけられるような対策も必要。

③今の原発の現状は、空中に放射性物質が飛散している状況ではない。問題は汚染水の処理と海水汚染。したがって笠間で重要なのは、この３カ月間放射性物質が市内のどこにどれだけ堆積しているのか把握するということ。水道水も水ではなく、水槽の中の沈殿物のなかに放射性物質があるのかどうかが問題。

④笠間市はＥＰＺに含まれていないから「原子力事故対策計画」は要らないと言ってきたのは、国・県である。原発は安全だと言って造ったのは東京電力だ。県や国が言ってきた通りにやってきたのに、福島で原発事故が起こったら放射線あびるし、農作物が売れなくなっているわけである。我々は市に放射線対策を求めるだけではなく、行政・議会・市民が一緒になって、国や県、東京電力に責任を求めることも忘れてはならない。

６月１８日に笠間公民館で開催された講演会で、井上浩義先生が「１９６０年代のアメリカやフランス、中国などによる核実験で、多くの放射性物質が空気中に飛び散らされました。これを世界中が長年かけて努力し、やっと放射性物質を減らしてきたのに今回の原発事故でその努力を無にしてしまった責任は大きい」「風評に惑わされず正しく怖がることが大事」と言われたことが印象に残っています。「正しく怖がる」とは「問題がない、安全だ」ということではありません。流言飛語に惑わされずに放射線の危険性を正しく理解して、対処することが必要だということです。

日本は国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の勧告にしたがって、健康に影響がない放射線量は、平常時は年間１ミリシーベルトを基準とし、５．２ミリシーベルト以上のところは防護服なしでは立ち入れない管理区域として規制してきました。しかし、原子力安全保安院は「１００ミリシーベルト以下なら健康に影響がない」と言っています。これは図に書いてあるように「１００ミリシーベルトより低い線量では臨床症状が確認されていない」ということであって、「安全である」ということではありません。確かに年間１００ミリシーベルトを超えると０．５％の確率で癌を発症するということが、広島・長崎の原爆やチェルノブイリ原発事故で明らかになりました。それ以下についてはデータがないということです。もう一つ注意しなければならないことは、外部被曝だけでなく口から体内に入った放射性物質による内部被曝もあることを忘れてはなりません。「レントゲンの被曝量に比べたらはるかに少ないから大丈夫…」などということではなく、年間１ミリシーベルトを超えないようにすることがまず大切です。

市長は「安全ということについては、市の段階で完全に確保することはできませんが、安心感を少しでも持ってもらえるような対応はできると思う。検査箇所を増やしたり、知識を得るための講演会を開催したり、できることは実施したい」と述べています。

早速６月２１日に小中学校の「プールの水」の検査が行われ、放射性ヨウ素131、セシウム134・137・136のいずれも検出されませんでした。また、私立・公立問わず市内全ての小中学校のグラウンド及び幼稚園・保育園の園庭、砂場の土壌調査が７月上旬から８月にかけて行われます。さらに市独自で測定機を購入し、７月上旬から市内小学校と社会体育施設に加え、全ての保育園・幼稚園・中学校でも放射線測定が行われます。市のホームページなどで正確な情報を把握してください。

## ２０１１年９月定例会　ニュースレター№４６

９月議会では「市政会」の呼びかけに、公明党（会派）、大関久義議員、鈴木裕議員、蛯澤幸一議員のご協力をいただき、『原子力発電所の段階的縮小と自然・再生可能エネルギーへの転換等を求める意見書』を議員提案しました。審議の結果、賛成多数（反対２、棄権１）で採択することができました。

「子どもたちへの放射能の影響について考えるシンポジウム」の開催準備も進めています。メイン講師に、水俣病問題にかかわってこられた筑西保健所長の緒方剛氏（東大医学部卒５６歳）をお迎えし、教育委員会や子どもたちの保護者とのトークも予定しています。

## ２０１１年１２月定例会　ニュースレター№４７

### 市の放射能汚染対策をもっと市民に分かりやすく

１１月２３日に友部公民館大ホールで開催した「放射能から子どもたちを守るために」シンポジウムには、約１５０人の方々にご参加いただきました。開催にご協力いただいたみなさまに心より感謝申し上げます。このシンポジウムを通して、改めて「行政と市民が話し合い協働すること」の大切さと、今後の課題が明らかになりました。

今回の一般質問で複数の議員が放射能問題について取り上げたので、石松としおは重複を避け、①市としての放射能汚染現状の分析、②市内４００地点での測定に基づく汚染状況「マップ」と市民向け「除染マニュアル」の作成、③学校給食食材の放射線測定―の３点に絞って質問しました。

①「環境省が示した航空機モニタリング調査結果、茨城県が各種実施している空間放射線量の調査結果、笠間市が独自に実施している空間放射線量の調査結果等から、放射性物質による影響はあるものの、市民の日常生活は通常と同じで差し支えないと判断している」（総務部長）という市としての汚染現状に対する見解が示されました。

②汚染状況マップは１２月中に完成し、「笠間市放射線量マップ」として市の“ホームページ”に公開されました。市のホームページ左上［トピックス］のなかにある［放射性物質に関する考え方］（ショートカット）をクリックすると当該のページが開き、そこからマップの閲覧・印刷ができます。「除染マニュアル」については、「週報やホームページ等で周知するとともに、市民向けのパンフレットを作成して公共施設等で頒布する」（総務部長）と答弁がありました。

③「学校給食の食材検査は、ミキサー検査する」（教育次長）という答弁でした。しかし「ミキサー検査では、子どもたちが給食を食べた後にしか検査結果がわからない」という問題点を指摘し、「毎日翌日の給食食材から２品目を選んで検査している」龍ヶ崎市の例を挙げながら、事前検査ができないか再質問しました。「ミキサー検査の方が一食分全ての食材が漏れなく検査できるし、測定器が１台しかないため、学校給食食材検査に沢山の時間をとれない」（教育次長）という回答にとどまりました。

さらに「福島第一原発事故に伴う放射能汚染への総合的な対策方針が示されていない。市民の不安を取り除くために、市の取り組んでいることがわかる総合対策方針を示すべきではないか」と追及したところ、「副市長を中心として『放射線対策本部』を設置し、他の自治体に引けをとらない取り組みをしている。ただ一元的な情報発信については、見直していかなければいけない。早急に対策方針含めて、市の取り組みを一元的に分かりやすく伝えられるようにしたい」という市長答弁があり、放射線対策情報を一元化した総合対策方針が、「放射性物質に関する考え方」として市のホームページに公開されています。

### 石松としおは、健康づくり推進協議会と総合計画審議会でもがんばっています！

現在策定中の『笠間市健康づくり計画』と『笠間市総合計画後期基本計画』のいずれの案にも、「福島第一原発事故による放射能汚染対策」について全く触れられていませんでした。会議でそのことを指摘し、修正・追加を求めました。

その結果、『健康づくり計画』では健康危機管理のなかに「放射線対策」という言葉が入り、生活を支える環境づくりの項にも「福島第一原子力発電所の事故による放射線対策についても、相談事業を展開するなど安心して暮らせる環境づくりを進めます」という文書を加えることになりました。

『総合計画後期基本計画』では、施策：保健・医療の“現況と課題”に「福島第一原発事故による放射線対策についても、相談事業を展開するなど安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります」という文書が追加され、小施策：防災体制の整備に「福島第一原発事故に伴う放射線対策を行います」、そして“主な取り組み”として「放射性物質・空間放射線量の測定」が追加されることになりました。

## ２０１２年３月定例会　ニュースレター№４８

### 「震災廃棄物の受け入れ」は、市民とくに地元の納得づくで！

さて３月の定例議会は２月２９日から始まりましたが、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理支援に関する決議」を採択するため、会期を一日延長して３月１９日に終了しました。「災害廃棄物受け入れ問題」は、鈴木裕士議員の一般質問に対し「県と事業団（エコフロンティアかさま）に受け入れを提言する」と市長が答弁したことが『茨城新聞』に取り上げられたことにより、市民の間で大きな話題となっています。市議会でも決議を採択しましたが、無条件に決めたわけではありません。採択に至るまでの過程と、採択後に議論・確認していることがあります。

一つは、災害廃棄物の処理を困難にしている背景には原発事故による放射能問題があり、その責任は我々にあるわけではありません。その意味から「災害廃棄物の処理については、我々国民一人ひとりの責任として、他人に任せることなく協力することが求められている」を、「災害廃棄物の処理については、我々国民全体で協力することが求められている」に修正させ、さらに「特に放射能の検査を徹底し」という文言を付け加えました。

また、「事業団と県への要請を拙速に進めるのではなく、エコフロンティアは県・市・事業団・地元対策協議会の四者協定に基づいて運営されているという現状を踏まえるなら、まず地元市民（対策協議会）の理解を得ることが必要」と意見を述べ、市長と議長にその努力を要求しました。その結果、議長が『朝日新聞』の取材に対し「市民とくに処分場周辺の住民については、執行部と協力して丁寧に説明し、理解を得ていきたい」と発言するに至っています。

４月３日に執行部と議会で、宮城県女川町に災害廃棄物の視察に行ってきました。山積みにされた震災の瓦礫を目の当たりにしたとき、改めて災害廃棄物処理の遅れが復興の妨げになっていることを感じました。同時に国の財政措置で、瓦礫の徹底した分別と放射線測定、しかも被災地任せにするのではなく、災害廃棄物受け入れ自治体からも人が常駐して測定・監視しているという現状を見てきました。今後こうした被災地の現実を、どれだけ市民が共有できるかどうかが問われるところです。

## ２０１２年９月定例会　ニュースレター№５０

９月議会では、「教育予算の拡充を求める意見書」（全会一致）と「東海第二原子力発電所の再稼働中止を求める意見書」（賛成多数）を採択し、国や県など関係機関へ提出しました。

# C:\Users\Toshio\Desktop\momorou-s01-2-293x300.jpg高齢者の暮らしを守るためにも頑張りました

## ２０１０年１２月定例会　ニュースレター№４４

### 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種へも助成を

政府は子宮頸（けい）がんや乳幼児の細菌性髄膜炎の原因となるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種を決めました。しかしそれらのワクチンだけでなく、高齢者の「肺炎球菌ワクチン」の予防接種へ公費助成をしている自治体もあります。笠間市のこのワクチンに対する問題意識と助成制度導入について質問しました。助成を行っている市区町村での接種率は４％未満、県内で助成をしている２市村の接種率も３％、しかもインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用投与が有効と言われており、笠間市の高齢者のインフルエンザワクチンの接種率は５０％程度という状況から、笠間市としては公費助成の導入どころかワクチン接種の普及にすら消極的であることがわかりました。

このワクチンを接種すれば５年間肺炎に罹りません。肺炎球菌ワクチン接種にかかる費用約８０００円に対し、肺炎の入院治療費は２４万円前後ですから、ワクチンの導入は非常に効果があるわけです。高齢者が肺炎にかからなければ医療費はかかりませんので、国民健康保険税も値上げしなくてすみます。そこで「助成制度が導入できなくとも、インフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチンの接種率を上げる施策を考えてもらいたい」と再質問しましたが、「国のワクチン評価に関する報告案に『接種後５年経過した場合再接種が必要。その際に初回ほどの抗体の上昇が認められないので、効果について検証する必要がある』と書かれている。それから小児肺炎球菌による肺炎が蔓延すると成人病の肺炎につながるという実態があることから、『小児肺炎球菌ワクチンの予防接種を導入することにより、成人肺炎の罹患率が減少する』ということも報告されている。まだ過渡的な段階だと思うので、やらないということではなく国の動向と報告の結果を注視しながら検討していく」という答弁にとどまりました。

## ２０１４年１０月

### 平成26年10月から、水痘と高齢者の肺炎球菌が定期予防接種となる

≪高齢者肺炎球菌予防接種≫

* 対象年齢：６５歳の者（経過措置終了後の平成３１年より実施）…６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
* 回数：１回（２３価ワクチン）
* 経過措置：平成２６年度から平成３０年度まで…当該年度に６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、１００歳となる方を対象とする　平成２６年度のみ１０１歳以上となる方を対象とする

## ２０１２年１０月　ニュースレター№５０

「ゆかいふれあいセンター」をこれまでの余暇利用施設から健康増進施設に変え、指定管理制度を導入することになりました。余暇施設（温泉施設）は「憩いのいえはなさか」へ、「ゆかいふれあいセンター」はスポーツジム施設を兼ね備えた健康増進施設として役割分担することになります。大広間や研修室がフローリングとなり、そこにマシーンを入れてスポーツジムを経営する専門業者が指定管理者なることにより、高齢者向けの体操や水中運動、アクアビスク、各種水泳教室、スポーツマシーントレーニング、ヨガ、エアロビスクなどの導入も考えられています。

財源は国からの補助金と震災復旧特別交付税交付金を活用するので、市からの持ち出しは約２２４万円です。指定管理者が決まってどういう運営がされるのか、利用者の声や要望がきちんと反映された運営になるように注視していかねばなりません。

## ２０１４年１月　ニュースレター№５５

### 笠間水戸環境組合議会で「ゆかいふれあいセンター」の会員券廃止に待った

昨年８月の笠間水戸環境組合議会で、『ゆかいふれあいセンター』の「会員券（年間２万５千円）を廃止する」という内容の条例案が提案されました。石松としおは「廃止の理由が明確でないこと、さらには毎週２回以上利用している人にとっては、年間に換算すると倍以上の大幅値上げになるのではないか」と指摘し審議の結果、条例案が取り下げられ改正が先送りされました。

その後利用者アンケートや事業収入予測などの検討が行われ、１１月の臨時組合議会に「会員券は廃止せず、年会員券（２万５千円）を月会員券（３千円）に変更する」という内容に修正した条例案が提出されました。年間に換算すると２万５千円が３万６千円となり、実質１万１千円（約９１７円／月）の値上げになります。高いのではないかという意見もありましたが、トレーナー付のスポーツジムを併設していることなどを考慮すると、他施設に比べて料金が高いわけではないということ、この変更により「ゆかいふれあいセンター」会計の収支決算がどうなるか議会でも見極め、その結果必要があれば再度改正について議論することを確認して、条例案を可決しました。

## ２０１２年１２月定例会　ニュースレター№５１

### 「配食サービス事業」のこれまで通りの継続と予算確保を確認

「廃止」という評価になった「独り暮らし高齢者見守り三事業」については、「安否確認や触れ合いを通じた孤独感の解消、健康の保持、救急や事故などの生活への緊急事態への対応等を目的に実施してきたが、その目的が限定的であることから“廃止”という評価になったもので、高齢化社会に対応するための事業であり市が取り組むことは適切であるが、事業を再構築していく必要があるということから“改善し継続”の延長線上の色合いが強いものと評価された」と説明されました。

具体的に「配食サービス事業」は、「合併前の旧３地区で方法や回数などに差があるので、内容を見直して社会福祉協議会と検討していきたい。安否確認というよりは孤独感の解消や健康の増進などの色合いが濃く、多くのボランティアの方々が関わって実施されていることから、人との触れ合いを重視するボランティアの育成を図りながら、継続して実施していきたい」。

「愛の定期便事業」は、「安否確認等の体制は地域の方々の協力なくしては実現できない。民生委員や近隣住民の協力を得て『地域ケアシステム』を活用した『在宅ケアチーム』を再構築、さらに市内の事業所に協力を依頼し見守り企業協定を締結するなど、地域での『見守りネットワーク』の強化を図り、体制が整った時点でこの事業の継続や経費など検討していきたい」。

「緊急通報システム事業」は、「現在のシステムが老朽化しているので、安否確認や健康相談等を付帯した新たなシステム導入について検討していきたい」ということでした。

とりわけ「配食サービス事業」について「ボランティアに頼るだけじゃなく、他市町村に比べて非常に頻度が少ないという問題、もっと事業として本気で考えていくべき」「２００円が負担できなくて利用してない人もいるのではないか。そういう人の実態の把握や対応できるような事業も必要」という外部評価委員会の意見に対する見解と、「項目が代わっても前年度と同額の予算が確保されるのか」を確認したところ、「他市町村では業者委託でやられているところもあるが、笠間市ではボランティアの方々にお願いしているので、回数については限定的だと認識している。２００円の負担ができない方の問題と合せて事業主体である社会福祉協議会と検討していきたい」「予算については、項目が『配食サービス事業補助金』から『ボランティアセンター事業』に代わると思うが、金額はほぼ同程度のものを考えていく」という答弁がありました。

## ２０１３年３月定例会　ニュースレター№５２

### 行政も24時間介護体制の整備に責任を持つべきではないか

笠間市の高齢化率は平成２６年に２６．７％となり、４人に１人以上が高齢者となります。同時に独り暮らしや高齢夫婦だけの世帯も増加しています。そういうなか昨年の「介護保険法」の改正で、介護保険制度の概念が施設サービスから在宅サービス中心へと大きく転換されました。笠間市でも在宅サービスの基盤となる「地域包括ケアシステムネットワーク」の構築が急がれます。

地域包括ケアの基礎となるのは「２４時間対応の介護・看護」ですが、先にできあがった「第５期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」にはほとんど触れられていません。そこで市の現状認識と実現の可能性を質したのですが、「全国的に普及が進んでおらず、その背景には、２４時間随時対応できるスタッフの確保が難しいことや、地方においては移動に占める時間ばかりが膨らみ、採算性を疑問視する事業者が多いことなどから、事業を推進していく場合には県からの補助金の支援などを含めた検討が必要である」（福祉部長）という答弁しかありませんでした。

「国の方針が施設サービスから在宅サービス中心に変わると、施設サービスへの補助金もなくなる。２４時間体制で在宅サービスが提供できる環境が整備されないと、十分な介護を受けられない現実が目の前に迫っているのではないか」と指摘したところ、「国の在宅を推進するという考え方は一定理解しているが、在宅か施設かという二者択一でなく、在宅ケアと施設ケアの連携を図っていくことが必要ではないかと思う。２４時間サービスも制度あってサービスなしという状況だが、サービス提供体制を持っているのは施設や在宅の小規模、グループホーム。これらの連携をどう図っていくかということが課題である」という市長の認識が示されました。

また在宅介護が推進されると、家族介護の負担が増え介護疲れや生活苦からの介護殺人事件や心中事件、家族による虐待などの増加が危惧されています。現在市では、介護者の経済的・精神的負担を軽減する事業として、「介護用品支給事業」「介護者交流事業」「介護教室事業」がありますが、「独り暮らしだけでなく高齢夫婦だけの世帯への配食サービスや緊急通報システムの貸与」「住民参加型の在宅福祉サービス『ほっとパル・かさま』への支援強化」を求めました。

「配食サービスは、友部地区はボランティア組織と支部社協で展開されているが、笠間、岩間地区では、そこまでの体制が取り切れていない。まず全体が統一でサービス提供できる体制づくりを社協と進めていきたい」「緊急通報システムは、老朽化とあわせて対象者も年々多くなっているので、新たなシステムを今検討している」「以前は『パル・ともべ』という名称だったが、昨年笠間市の組織として、『ほっとパル・かさま』という新たな形でスタートしたところである。引き続き助成をしていきたい」という答弁にとどまっています。

# C:\Users\Toshio\Desktop\168883.jpg市民のニーズにあった新市立病院の建設

## ２０１３年３月定例会　ニュースレター№５２

### 笠間市の地域医療にマッチした市立病院整備方針を

昭和５４年の全面改築後３３年が経過し、老朽化と狭隘化のなかで部分的な改修工事よりも建て替えた方がよいということで、友部駅北側児童館隣接地に建て替えを想定した「市立病院整備方針」が示されました。病院の建て替えには反対するものではありませんが、今日の笠間市の地域医療の現状を踏まえてどういう病院にしていくのかが肝要であるということと、さらに地域包ケア体制の中でも求められている２４時間在宅療養体制の構築、笠間市における周産期・小児医療体制の整備、医療・介護・福祉の連携を図るための情報共有化について整備方針の中にもきちんと位置付けるように求めました。

合併前の友部町国保病院のときは、一般会計からの繰入金が２億円に膨らみ、委託化や職員給与の見直しなどの経営の効率化には一生懸命取り組まれましたが、本来の赤字の原因である診療内容と地域が求めている医療のミスマッチの問題には手がつけられてきませんでした。それが山口市長になって「病院の在り方検討委員会」がつくられ診療内容の検討が行われ、「高齢者医療の後方支援」「回復期・亜急性期患者に対する入院加療」「保健予防・介護予防」「平日夜間・日曜の初期救急診療」という今日の役割が明確化されたわけです。新年度市の組織機構改正によって、市立病院は保健衛生部から独立した組織編成になります。組織が分離すると、また全体の政策の中と違うところで病院の診療事業が進んでいくのではないかということが懸念されます。「今後第６次茨城県保健医療計画の内容を確認しながら、専門的な知識を有した人をメンバーに加え協議をしていきたい。平成２５年度に新病院建設の基本計画を策定する」ということですので注視していきたいと思います。

## ２０１３年６月定例会　ニュースレター№５３

### 市立病院会計の消費税による損税は合併後だけで１億４千万円に上る

医療機関は社会保険診療報酬非課税なので、患者の方から消費税を受け取っていません。一方、医薬品や診療材料の仕入れ、医療機器の購入などに対して消費税を支払っているため、多額の控除対象外消費税を負担（損税）していると言われています。

市立病院のこれまでの消費税負担額は、材料費や経費などの収益的予算で年間約１千万円、医療機器の購入や工事請負費などの資本的予算ではさらに約１千万円を負担しており、合併後７年間で約１億４千万円も負担していることになります。今後税率が８％に引き上げられると年間６００万円の負担増、さらに税率が１０％に引き上げられると年間１千万円の負担増が強いられます。石松としおは「消費税増税に伴う一般会計からの繰り入れの増額の必要性」を言及しましたが、「国の診療報酬の改定のなかで消費税アップはある程度カバーされると聞いている。国等の動向を見ながら決めていきたい」という答弁でした。安易なコスト削減による診療内容の低下や病院会計収支の悪化を招かないように、しっかりチェックしていかねばなりません。

## ２０１４年６月定例会　ニュースレター№５７

### 高齢者だけでなく子育て世代も期待できるような新市立病院の建設を

病院で行った[手術](http://kotobank.jp/word/%E6%89%8B%E8%A1%93)や[検査](http://kotobank.jp/word/%E6%A4%9C%E6%9F%BB)、薬などに対する[価格](http://kotobank.jp/word/%E5%85%AC%E5%AE%9A%E4%BE%A1%E6%A0%BC)のことを診療報酬といいます。この診療報酬の価格は２年に１回、「[中央](http://kotobank.jp/word/%E4%B8%AD%E5%A4%AE)[社会保険](http://kotobank.jp/word/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%99%BA)医療[協議](http://kotobank.jp/word/%E5%8D%94%E8%AD%B0)会」で決められます。丁度今年はその診療報酬改定の年に当たり、消費税増税分の値上げ（1.36％増）が行われました。しかし一方で、診療報酬が引き下げられたため（1.26％減）、今回の改定は0.1％増とおよそ増税分を埋め合わせできる額ではありませんでした。

また診療報酬が非課税のため、病院は患者さんから消費税を受け取ることはできません。一方で医薬品や診療材料の仕入れ、医療機器の購入に当たっては消費税を払わなければなりませんので、その分病院が負担するほかありません。これを「損税負担」と言います。そこで市立病院会計の損税負担の現状を聞くと、今回の消費税増税による損税負担が年間720万円に対し、診療報酬改定による増収は330万円と増税額の半分にも満たないことが明らかになりました。「これらの増税による支出増はあくまで国の制度的問題であり、経営努力で解消できないものである。したがって一般会計からの繰り入れが必要である」ことを指摘し、対応を求めました。

また新病院建設に向けては、保健センター・地域包括支援センター・病児支援機能を併設すること、病床機能は、今回の医療法改正で新しくできた地域包括ケア病棟を選択するということが固まっており、基本計画案を７月に議会に提示した後、パブリックコメントを経て９月には基本設計に入るという日程が示されました。

病院機能について、定期巡回臨時対応型訪問介護・看護（２４時間訪問介護看護）へ対応できる機能、さらには小児救急を中心とした子育て支援事業と連携できる機能の必要性について言及したところ、「一昨年から在宅支援病院で届けているので、在宅診療に関しては24時間体制になっている。地域包括支援センターを併設するので、訪問を重視した介護・診療・リハビリを集約できるのではないかと考えている。市民のことを考えれば、産科・小児科も重要だと思うが、在宅診療を中心にした病院という形だと、医師は総合診療医で総合診療となる。当然それは小児から高齢者が対象の診療なので、そのなかで対応していきたい。新築する場所がキッズ館（児童館）の隣なので、小児科も診られるということをきちんとＰＲしていきたい」という答弁がありました。

併せて建設費用については総額２１億円になり、資金の内訳は行政機能（保健センター・地域包括支援センター）の一般会計負担分５億円、繰り出し基準に基づく一般会計繰り出し金８億円、国庫補助金5,000万円、病院事業債を含めた病院負担7億5,000万円と想定していることが明らかにされました。またＰＦＩの可能性について、国の事業による調査結果はまだ出ていませんが、「調査を実施している経営コンサルの報告書を見る限り、市立病院の大きさではＰＦＩを適用するには規模的に難しい状況である」（病院事務局長）ということです。いずれにしても２１億円の資金をどう確保するのか、将来負担がどうなるのか議会でもしっかりチェックしていかなければなりません。

**ＰＦＩとは、**Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の持つ経営ノウハウや資金を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法。１９９２年に英国で導入され、日本では１９９９年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（ＰＦＩ法）が制定され、本格的に導入がはじまった。その特徴は、公共部門と民間部門の役割の見直しにある。従来の公共事業では、公共部門が事業の計画立案から執行までのすべての活動を主体的に行っているが、ＰＦＩは、計画立案および監視機能を公共部門が担い、実施（設計・建設・維持管理・運営）についてはできるだけ民間に任せる。

# C:\Users\Toshio\Desktop\19.jpg質問から「アレルギー対応マニアル」の作成へ

## ２０１０年９月定例会　ニュースレター№４３

### 笠間でも小中学生の２割が何らかのアレルギーをもっています

国では、「そばアレルギーの子どもが、学校給食を食べた後咳込み出したため、担任の先生が早退させたが帰宅途中に路上で亡くなり、学校が訴えられる」という事件をきっかけに、「食品衛生法」によって食品アレルギーの表示が義務化されるなど、アレルギー対策に力が入れられるようになっています。笠間市でも今年度当初に行われた「保健調査」により、小学生の２１％、中学生では２０％の子どもたちが何らかのアレルギーを持っていることが明らかになっています。そこで笠間市内の小中学校のアレルギー対策の現状について、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）に基づきながら質問しました。

アトピー性皮膚炎や食物アレルギーへの対応は、保護者との連絡を取りながら個別に対応されています。とくに給食で配慮を要する児童生徒へは、「給食成分表」を保護者に配布して、事前にチェックしてもらい、食べられない成分の入った食事がある場合は、おかずの持参や代替食が用意されています。またアナフィラキシーの危険性のある子どもは、「学校生活管理指導表」を主治医に書いてもらい、その「学校生活管理指導表」をもとに教職員が給食やスポーツ活動、校外授業など日常生活の配慮を行います。「学校生活管理指導表」は、緊急時に誰もが閲覧できる状態で一括管理されています。

**アナフィラキシー****とは、**急性アレルギー反応のひとつです。じんましんやときには呼吸困難・めまい・意識障害等の症状を伴うことがあります。血圧低下等のショック症状を引き起こした場合は、生命をおびやかす危険な状態に陥ることもあり、それを「アナフィラキシーショック」といいます。｢アナフィラキシーショック｣の救命率は、アドレナリンを３０分以内に投与できるかどうかで大きく違ってきます。学校でショックが起き本人が意識を失った際、その場に居合わせた教職員が注射しても医師法違反にはならず、刑事・民事責任も問われないと「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に明記されています。その際に使うエピネフリンという薬が入った注射器を**エビペン**といいます。

「学校生活管理指導表」はＡ４判１枚で、気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎の疾患別に、「疾患の有無」「疾患の内容」「処方薬」「学校生活上の注意点」「緊急連絡先」などを記載するようになっています。保護者を通じて主治医・学校医に記入してもらい学校に提出します。学校はこれをまとめて管理し、疾患を抱える子どもの生活支援、緊急時の対応、学校給食の対応などへ活用されます。

「現在エビペンを使うような状況にある子どもはいない」「『学校生活管理指導表』は、北川根小・稲田小・友二中で１名ずつの３人となっている」と答弁では数が少ないことが強調されましたが、アレルギーが増えている状況を考えると、学校に「エピペン」の使用手順や留意点など周知徹底するとともに、「エピペン」の練習用キットを用いた研修会等を開催して、教職員が「エピペン」にいつでも対応できるようにしておくことが必要です。また「アレルギーは特殊なものではなく、疾患である」ということ、とくに食物アレルギーの子どもたちは、「好き嫌いはいけないよ」「頑張って食べてみれば」「食べられなくてかわいそう」などの言葉に胸を痛めることがあります。小児アレルギー専門医によると「思い込みや心配し過ぎもあるが、それを含めてきめ細かい心のケアが必要だ」ということです。食物アレルギーは〝好き嫌い〟の問題ではないという認識を、教職員だけでなく子どもたちや保護者も含めて共有することが必要です。その為には「『ガイドライン』に基づく対応・対策だけでは不十分」と指摘しましたが、「『ガイドライン』の『学校生活管理指導表』により十分対応は可能。授業等のなかでアレルギーに対する勉強や保護者には給食の対応等で十分ＰＲに努めている。また年度初めの教職員の会議のなかで、アレルギーをもった子どもばかりでなく、疾病を持った児童・生徒に対しての情報を共有し対応している」という答弁で、指摘の意味を理解してもらえませんでした。

## ２０１３年９月定例会　ニュースレター№５４

### アレルギー除去食の実現を

昨年12月に東京都調布市の小学校で起こった、乳アレルギーの女子児童死亡事故の原因は、給食のチーズが入ったチヂミでした。女子児童がおかわりを求めた際に、担任が保護者の作成した献立表を見て、アレルギー物質が含まれていることを示す印がついていなかったので、チーズ入りのチヂミを提供してしまいました。本来除去食一覧表でアレルギー物質が入っていないことを確認することになっていましたが、今回は確認をしていなかったということです。文部科学省は、この事故を担任の確認ミスとして片づけるのではなく、この事件を受けて医師や栄養士らによる有識者会議を設け、再発防止策をつくることを決めました。そこで「笠間市の教育委員会としては、この事故をどのように受けとめ対応したのか」聞きました「給食提供における安全性の確立と緊急時への対応が問われた事故と認識している。アレルギーについて、教育委員会や学校及び給食調理現場が情報共有と危機管理意識を持ち、児童生徒個々の詳細なアレルギー食物及び症状等の再把握を徹底するとともに、アレルギー対応給食について対応力を向上させるため、自校給食及び学校給食センターでの的確な給食の配食配膳等について明確なマニュアルが必要である」という認識が示され、「今年度中の完成を目標に、マニュアル作成の協議中である」ことも報告されました。

またアレルギー除去食が提供できる体制の必要性についても、「日本学校給食会のガイドラインで学校給食等における対応で最も望ましいとされるのはレベル４の代替食対応だが、通常給食と全く別の給食を提供するには、アレルギー食材が混入しないよう作業スペースを区分する必要があり、現状の施設では無理なので、レベル３の除去食対応ということを目標にしたマニュアルを策定していきたい」ということでした。

**食物アレルギーに対する学校給食の対応**

**レベル１:**「詳細な献立表対応」（事前に配布した献立表を基に児童生徒が原因食品を除去する）

**レベル２:**「一部弁当対応」

**レベル３:**「除去食対応」（原因食品を除いて給食を提供）

**レベル４:**「代替食対応」（原因食品を給食から除き別の食品で栄養価などを補って給食を提供）

## ２０１４年２月　「笠間市学校給食センター運営委員会・笠間市自校調理方式小中学校給食運営協議会」

### 第１回合同会議議事録より

（２）学校給食に関する取組み状況について

**事務局説明**：１．食育の推進　２．学校給食費の未納状況　３．給食食材の地産地消　４．食物アレルギー　５．危機管理

**委員長**：ただいま、学校給食に関する取組み状況について説明がありましたが、ご意見等があればお願いします。

**委 員**：重度のアレルギーがある子は全員お弁当を持参しているのか、それとも個別に作って提供しているのか伺います。

**事務局**：重度のアレルギーがある子どもたちについては、全員お弁当を持参してもらっています。

**委 員**：個別には作らないのでしょうか。

**事務局**：いわゆる代替食を作るには、設備、調理員、調理道具、調理室をまったく別にする必要があります。設備を整備して代替食を作ることが理想ですが、笠間市の現在の設備では物理的に対応できない状況にあります。今年度中にアレルギー対応マニュアルを作成し、将来的にできる限りの対応ができるよう努めていきます。

**教育長**：給食費の未納についてですが、学校側の対応についてお話しください。

**委 員**：私の学校ではこれまで多くの未納がありましたが、児童手当からの充当を保護者に働き掛けてきた結果、今年はいい方向に進んでいます。

**事務局**：資料で平成２４年度の給食費の徴収率が現年度・過年度合わせて９９．１％ となっていますが、現年度だけで見ると９９．６％になります。過年度分の中には卒業してしまった人もいるため、なかなか収納率が上がらない状況にあります。

# C:\Users\Toshio\Desktop\20194714.gif石松としお４年間の成績表







石松としお後援会

〒309-1717　笠間市旭町435-19

TEL/FAX 0296-78-3739

http://www.t-ishimatsu.com/

石松としお後援会　内部討議資料